

平成 30 年 3 月 6 日

平成 30 年第 1 回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 議案第 1 号 村道路線の認定について
- 議案第 2 号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 議案第 11 号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 美浦村空家等対策の推進に関する条例
- 議案第 13 号 美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
- 議案第 14 号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 美浦村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 平成 29 年度美浦村一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 18 号 平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 19 号 平成 29 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 20 号 平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 21 号 平成 29 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 22 号 平成 29 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 23 号 平成 29 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 24 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計補正予算 (第 1 号)

- 議案第25号 平成30年度美浦村一般会計予算
議案第26号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計予算
議案第27号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
議案第28号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
議案第29号 平成30年度美浦村介護保険特別会計予算
議案第30号 平成30年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
議案第31号 平成30年度美浦村水道事業会計予算
議案第32号 平成30年度美浦村電気事業会計予算

議案第1号

村道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により，美浦村道路線を下記のとおり認定する。

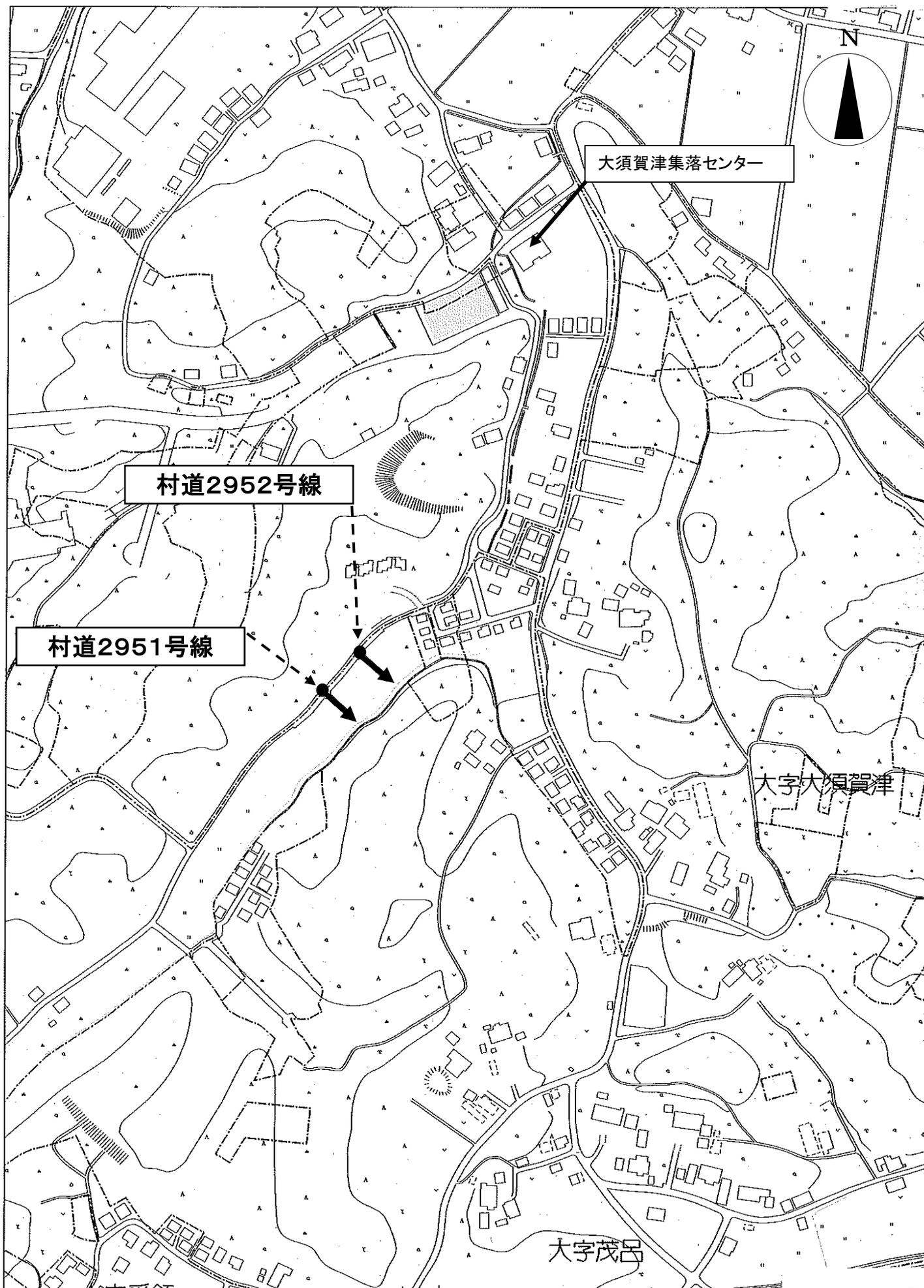
平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の認定

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道2951号線	郷中 2083-5 郷中 2991-12	26.43	4.8~12.2
3	村道2952号線	郷中 2991-10 郷中 2991-6	26.27	4.8~11.5

村道認定路線位置図



議案第2号

美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和43年美浦村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 美浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「，6月に支給する場合には」を，「100分の105）」の次に「，12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては，100分の115）」を加え，同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「，6月に支給する場合には」を，「100分の50）」の次に「，12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては，100分の55）」を加える。

附則第19項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「，6月に支給する場合には」を，「100分の1.575）」の次に「，12月に支給する場合には100分の1.425（特定幹部職員にあつては，100分の1.725）」を加え，「にあつては，勤勉手当減額基礎額に」を「には，勤勉手当減額基礎額に，6月に支給するときは」に改め，「100分の105）」の次に「，12月に支給するときは100分の95（特定幹部職員にあつては，100分の115）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2

行政職給料表（第6条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	

28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	

64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			

	100		296,500	344,400				
	101		296,700	344,700				
	102		297,000	345,100				
	103		297,400	345,500				
	104		297,700	345,900				
	105		297,900	346,400				
	106		298,200	346,800				
	107		298,600	347,200				
	108		298,900	347,600				
	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

第2条 美浦村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び附則第16項第2号」を削り、「及び第18条の3」を「及び第18条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第19条及び附則第19項」を「第19条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第16項第2号において同じ。」を削る。

第19条第1項中「及び附則第16項第3号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第16項第3号」を削り、「6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に、「100分の105）」、「12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」を「100分の110」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50）」、「12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）」を「100分の52.5」に改める。

附則第16項から第19項まで削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の美浦村職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美浦村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年美浦村条例第24号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村規則で定める。

議案第 4 号

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和 41 年美浦村条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項中「及び資産割額」を削る。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

区分	率
1 国民健康保険の被保険者に係る所得割額	100分の8.00
2 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額	被保険者1人について 25,400円
3 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額	
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1世帯について 22,100円
特定世帯	1世帯について 11,050円
特定継続世帯	1世帯について 16,575円
4 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額	100分の2.70
5 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者1人について 8,300円
6 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額	
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1世帯について 7,200円
特定世帯	1世帯について 3,600円
特定継続世帯	1世帯について 5,400円
7 介護納付金課税被保険者に係る所得割額	100分の1.60
8 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	被保険者1人について 17,300円

別表第2を次のように改める。

別表第2

区分	減額	
第21条 第1号	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 17,780円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額	
	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1世帯について 15,470円
	特定世帯	1世帯について 7,735円
	特定継続世帯	1世帯について 11,603円
	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,810円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額		
	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1世帯について 5,040円
	特定世帯	1世帯について 2,520円
	特定継続世帯	1世帯について 3,780円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,110円	
第21条 第2号	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,700円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る	

	<p>る世帯別平等割額</p> <p>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</p> <p>特定世帯</p> <p>特定継続世帯</p>	<p>1世帯について 11,050円</p> <p>1世帯について 5,525円</p> <p>1世帯について 8,288円</p>
	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について 4,150円</p>
	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</p> <p>特定世帯</p> <p>特定継続世帯</p>	<p>1世帯について 3,600円</p> <p>1世帯について 1,800円</p> <p>1世帯について 2,700円</p>
	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p>	<p>介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について 8,650円</p>
第21条 第3号	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について 5,080円</p>
	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</p> <p>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</p> <p>特定世帯</p> <p>特定継続世帯</p>	<p>1世帯について 4,420円</p> <p>1世帯について 2,210円</p> <p>1世帯について 3,315円</p>
	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について 1,660円</p>

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 特定世帯 特定継続世帯	1世帯について 1,440円 1世帯について 720円 1世帯について 1,080円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,460円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の美浦村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険条例（昭和 3 4 年美浦村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「総則」を「この村が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第 1 章 総則」を「第 1 章 この村が行う国民健康保険の事務」に改める。

第 1 条の見出しを「（この村が行う国民健康保険の事務）」に改め、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第 2 章 国民健康保険運営協議会」を「第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 2 条の見出し中「協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第6号

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

美浦村介護保険条例（平成12年美浦村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（保険料率）

第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 28,800円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 43,200円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 43,200円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 51,840円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 57,600円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 69,120円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 74,880円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 86,400円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 97,920円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,920円とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の美浦村介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 7 号

美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年美浦村条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員）」に改める。

第 3 条の見出しを「（指定地域密着型サービス事業の申請者の資格）」に改め、同条中「及び法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）であること」を加える。

本則に次の 1 条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）

第 4 条 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年美浦村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「政令で定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 16 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 46 条第 1 項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 59 条の 9 第 6 号中「法第 5 条の 2」を「法第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 61 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を，「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え，「以下同じ。）」

を「以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第9号

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年美浦村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

議案第10号

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条～第31条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す

る基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 人員に関する基準

(介護支援専門員の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）の員数の基準は、規則で定める。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者（以下単に「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による書面の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、同項に規定する重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

4 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

5 第3項に規定する承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者

又はその家族から書面又は電磁的方法により、第1項に規定する重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第3項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(証明書の携帯)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員にその身分を証する書

類を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を監督しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際には、その利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に定めるもののほか、利用者から、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、適切に説明を行うものとする。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この号において「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専

門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(16)第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(17)介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと認めるとき、又は介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときには、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(18)介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(19)介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(20)介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

(21)介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められるときを除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の日数のおおむね半数を超え

ないようにしなければならない。

(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときには、その理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類（以下「居宅サービス等の種類」という。）又は法第73条第2項に規定する認定審査会意見についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス等の種類については、同条第2項の規定による居宅サービス等の種類の変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議において、同条第2項に規定する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者

の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者等に関する市町村への情報提供)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が正当な理由なく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、その旨を市町村に情報提供しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会。次項において同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した書面を情報提供しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、市町村に対し、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した書面を情報提供しなければならない。

(管理者の責務)

第19条 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に

掲げる事項についての運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に定めるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(介護支援専門員の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはな

らない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合にあつては、虚偽又は誇大な広告をしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つてはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の処理の体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
 - 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに、損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を

区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

(3) 第18条第1項の規定による市町村への情報提供に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による記録

(5) 第29条第2項の規定による記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第3条及び前2章の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第11号

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

美浦村後期高齢者医療に関する条例（平成20年美浦村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により美浦村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の条例第3条の規定は、施行日以後に法第55条の2第1項各号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日以前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

議案第12号

美浦村空家等対策の推進に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等対策に関して必要な事項を定めることにより、空家等対策を総合的に推進し、もって安全で安心に暮らせる生活環境を確保するとともに、地域の良い景観を保全することにより、魅力ある村の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 村内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 準特定空家等 空家等のうち、特定空家等となるおそれがある空家等をいう。
- (4) 管理不全状態空家等 特定空家等及び準特定空家等の状態にある空家等をいう。
- (5) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定

する建築物をいう。

(6) 空家等の跡地 除却した空家等に係る敷地をいう。

(7) 空家等の所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

(8) 建築物の所有者等 建築物の所有者又は管理者（空家等の所有者等を除く。）をいう。

(9) 村民等 村内に住居し、若しくは滞在し、又は通勤若しくは通学する者をいう。

(10) 事業者 本村の区域内において不動産業、建設業その他この条例の目的を達成するために協力を得ることが適当と認められる事業を営む者をいう。

（村の責務）

第3条 村は、この条例の目的を達成するため、空家等の発生の防止並びに空家等及び空家等の跡地の活用を図るために必要な施策を総合的かつ効率的に推進するものとする。

2 村は、前項に規定する施策の実施にあたっては、空家等の所有者等、建築物の所有者等、村民等及び事業者の協力を得て行うものとする。

3 村は、村民等から受けた空家等に係る情報を適切に管理するとともに、空家等に関する施策を実施するために必要な体制を整備するものとする。

（空家等の所有者等の責務）

第4条 空家等の所有者等は、その所有又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において当該空家等の適正な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

（村民等の役割）

第5条 村民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、その情報を村に提供するよう努めるものとする。

2 村民等は、自らの所有する建築物が、将来において空家等となるおそれのある場合には、村が実施する空家等に関する施策に協力し、空家等の発生の予防に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、村が実施する空家等に関する施策に協力し、空家等及び空家等の跡地の活用等に努めるものとする。

（空家等の発生の予防）

第7条 村は、空家等の発生を未然に防止するため、建築物の所有者等に対し、建築物の保全、活用等に関する知識の普及及び啓発を行うものとする。

2 建築物の所有者等は、当該建築物が空家等にならないよう有効活用を努めるとともに、老朽化その他の原因により、将来において当該建築物が管理不全空家等とならないよう、改修その他必要な措置を講ずることにより、管理不全

空家等の発生の防止に努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第8条 村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講じるものとする。

2 空家等の所有者等は、その所有又は管理する空家等を利用する見込みがないときは、賃貸、譲渡その他の当該空家等を活用するための取組を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、空家等の所有者等又は空家等の跡地の所有者等が行う前項の取組に協力するよう努めるものとする。

(立入調査等)

第9条 村長は、法第9条第1項の規定により、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法及びこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 村長は、法第9条第2項の規定により、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、村長が指定する職員（以下「指定職員」という。）又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 村長は、前項の規定により指定職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、法第9条3項の規定により、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、法第9条第4項の規定により、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第10条 村長は、調査の結果、空家等が特定空家等と認めるときは、空家等の所有者等に対し、法第14条第1項の規定により必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 村長は、調査の結果、空家等が準特定空家等と認めるときは、空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第11条 村長は、前条第1項の規定による助言又は指導をした場合において、特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、必要

な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第12条 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、法第14条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(代執行)

第13条 村長は、前条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同条の期限までに完了する見込みがなく、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、法第14条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該措置を命ぜられた者から徴収することができる。

2 前条の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第10条第1項の助言若しくは指導又は第11条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、村長は、法第14条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 村長は、前項の措置を講じた後に、空家等の所有者等を確知又は空家等の所有者等の所在が判明したときは、その所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(緊急安全措置)

第14条 村長は、空家等が著しく保安上危険な状態であることが明らかであり、村民等の生命、身体又は財産に対する重大な危害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該危害を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 前項の措置に要した費用は、当該措置を講じられた空家等の所有者等の負担とする。

3 村長は、第1項の措置を講じたときは、空家等の所有者等に対し、実施した措置の内容を文書により通知しなければならない。

4 第1項に規定する措置を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(軽微な措置)

第15条 前条の規定は、村長が空家等について、開放されている窓の閉鎖、草刈りその他の別に定める軽微な措置を講じることにより地域における防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときについて準用する。

(協議会)

第16条 空家等対策の協議については、美浦村空家等対策協議会条例（平成28年美浦村条例第4号）で設置する協議会において協議する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第13号

美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例を
廃止する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例を
廃止する条例

美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成
27年美浦村条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、事業所等の新增設をした法人に対する美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例に規定する固定資産税の課税免除措置は、廃止日以後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に、この条例の廃止前による美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例附則第3項の規定により、なおその効力を有することとされる美浦村産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の廃止の日前に事業所等の新增設をした法人に対する固定資産税の課税免除措置は、廃止日以後も、なお従前の例による。

議案第14号

美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

美浦村企業誘致条例（平成27年美浦村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第1号エ及び同号オについては、第6条第1項第1号ア又は同号イに規定する投下固定資産の取得に要する費用が総額2億円以上である場合に限るものとする。

第5条第1項第1号に次のように加える。

エ 第4年度 固定資産税相当額に10分の7を乗じて得た額

オ 第5年度 固定資産税相当額に10分の5を乗じて得た額

第14条中「又は美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成27年美浦村条例第5号）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第15号

美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

美浦村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成25年美浦村条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美浦村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第3条中「、法第7条に基づく地域産業活性化協議会として設置された茨城県圏央道沿線地域産業・交流活性化協議会が」を削り、「法第5条」を「法第

4条」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に、「作成された茨城圏央道産業複合基本計画」を「作成した茨城県圏央道沿線地域基本計画」に改め、同条の表中「法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域（本村の区域に属するものに限る。）」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定める工業専用区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

美浦村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

美浦村スポーツ推進審議会条例(昭和37年美浦村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「1年」を「2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

平成29年度美浦村一般会計補正予算（第5号）

平成29年度美浦村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,591,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		2,328,651	44,000	2,372,651
	1 村民税	1,007,983	45,000	1,052,983
	2 固定資産税	1,179,073	3,000	1,182,073
	4 村たばこ税	93,885	△4,000	89,885
2 地方譲与税		81,000	0	81,000
	1 地方揮発油譲与税	26,000	△3,000	23,000
	2 自動車重量譲与税	55,000	3,000	58,000
6 地方消費税交付金		255,000	4,000	259,000
	1 地方消費税交付金	255,000	4,000	259,000
8 自動車取得税交付金		15,000	3,000	18,000
	1 自動車取得税交付金	15,000	3,000	18,000
12 分担金及び負担金		43,722	△354	43,368
	1 負担金	43,722	△354	43,368
13 使用料及び手数料		29,276	△150	29,126
	1 使用料	20,024	△150	19,874
14 国庫支出金		368,629	△10,723	357,906
	1 国庫負担金	321,263	△10,420	310,843
	2 国庫補助金	43,370	△303	43,067
15 県支出金		313,249	△5,664	307,585
	1 県負担金	173,300	△1,713	171,587
	2 県補助金	95,880	△3,951	91,929
17 寄附金		95,498	500	95,998
	1 寄附金	95,498	500	95,998
18 繰入金		323,018	△83,410	239,608
	1 特別会計繰入金	112,848	1,250	114,098
	2 基金繰入金	210,170	△84,660	125,510
20 諸収入		141,397	9,125	150,522

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 受託事業収入	4,442	△281	4,161
	5 雑入	127,853	9,406	137,259
21 村債		436,914	28,300	465,214
	1 村債	436,914	28,300	465,214
歳入合計		5,602,739	△11,376	5,591,363

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		114,556	312	114,868
	1 議会費	114,556	312	114,868
2 総務費		712,515	31,237	743,752
	1 総務管理費	477,645	30,919	508,564
	2 徴税費	164,651	317	164,968
	3 戸籍住民基本台帳費	49,440	1	49,441
3 民生費		1,750,709	△24,067	1,726,642
	1 社会福祉費	1,178,297	1,905	1,180,202
	2 児童福祉費	569,938	△25,972	543,966
4 衛生費		576,065	△13,218	562,847
	1 保健衛生費	155,775	△12,061	143,714
	2 環境衛生費	101,963	△1,340	100,623
	3 清掃費	318,327	183	318,510
5 農林水産業費		267,029	26,940	293,969
	1 農業費	260,295	26,940	287,235
7 土木費		425,006	△17,284	407,722
	1 土木管理費	59,592	156	59,748
	2 道路橋梁費	233,923	△17,500	216,423
	3 都市計画費	131,491	60	131,551
8 消防費		321,052	779	321,831
	1 消防費	321,052	779	321,831
9 教育費		853,307	△16,075	837,232
	1 教育総務費	210,602	584	211,186
	2 小学校費	89,210	△2,547	86,663
	3 中学校費	52,299	△1,037	51,262
	4 幼稚園費	90,776	232	91,008
	5 社会教育費	179,808	△6,129	173,679

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計	6 保健体育費	230,612	△7,178	223,434
		5,602,739	△11,376	5,591,363

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	通知カード・個人番号カード関連事務	1,574
5 農林水産業費	1 農業費	蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金	37,000

第 3 表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業 (国補正予算分) (公共事業等債)	37,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合計	473,914			

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
余郷入地区かんがい排水事業 (公共事業等債)	11,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	6,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業 (公共事業等債)	16,200				12,600			
橋梁整備事業 (公共事業等債)	9,300				9,500			
合計	473,914				465,214			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 村税	2,328,651	44,000	2,372,651
2 地方譲与税	81,000	0	81,000
6 地方消費税交付金	255,000	4,000	259,000
8 自動車取得税交付金	15,000	3,000	18,000
12 分担金及び負担金	43,722	△354	43,368
13 使用料及び手数料	29,276	△150	29,126
14 国庫支出金	368,629	△10,723	357,906
15 県支出金	313,249	△5,664	307,585
17 寄附金	95,498	500	95,998
18 繰入金	323,018	△83,410	239,608
20 諸収入	141,397	9,125	150,522
21 村債	436,914	28,300	465,214
歳入合計	5,602,739	△11,376	5,591,363

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	114,556	312	114,868				312
2 総務費	712,515	31,237	743,752	△653		500	31,390
3 民生費	1,750,709	△24,067	1,726,642	△15,393		2,404	△11,078
4 衛生費	576,065	△13,218	562,847	△55		△198	△12,965
5 農林水産業費	267,029	26,940	293,969		28,100		△1,160
7 土木費	425,006	△17,284	407,722		200		△17,484
8 消防費	321,052	779	321,831				779
9 教育費	853,307	△16,075	837,232	△286		△5,508	△10,281
歳 出 合 計	5,602,739	△11,376	5,591,363	△16,387	28,300	△2,802	△20,487

2 歳 入
(款) 1 村税

(項) 1 村民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 個人	808,646	45,000	853,646
計	1,007,983	45,000	1,052,983

節		説明	
区分	金額		
1 現年度課税分	40,000	10 所得割	40,000
2 滞納繰越分	5,000	5 滞納繰越分	5,000

(款) 1 村税

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	1,178,755	3,000	1,181,755
計	1,179,073	3,000	1,182,073

2 滞納繰越分	3,000	5 滞納繰越分	3,000
---------	-------	---------	-------

(款) 1 村税

(項) 4 村たばこ税

1 村たばこ税	93,885	△4,000	89,885
計	93,885	△4,000	89,885

1 現年度課税分	△4,000	5 村たばこ税	△4,000
----------	--------	---------	--------

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税	26,000	△3,000	23,000
計	26,000	△3,000	23,000

1 地方揮発油譲与税	△3,000	5 地方揮発油譲与税	△3,000
------------	--------	------------	--------

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	55,000	3,000	58,000
計	55,000	3,000	58,000

1 自動車重量譲与税	3,000	5 自動車重量譲与税	3,000
------------	-------	------------	-------

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	255,000	4,000	259,000
計	255,000	4,000	259,000

1 地方消費税交付金	4,000	5 地方消費税交付金	4,000
------------	-------	------------	-------

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	15,000	3,000	18,000
計	15,000	3,000	18,000

1 自動車取得税交付金	3,000	5 自動車取得税交付金	3,000
-------------	-------	-------------	-------

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民生費負担金	43,100	△354	42,746
計	43,722	△354	43,368

1 老人福祉費負担金	△354	15 老人保護措置費負担金	△354
------------	------	---------------	------

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

4 教育使用料	14,677	△150	14,527
計	20,024	△150	19,874

2 社会教育使用料	△150	11 安中多目的使用料	△150
-----------	------	-------------	------

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	314,208	△10,420	303,788
計	321,263	△10,420	310,843

節		説明	
区分	金額		
1 国民健康保険事業費負担金	166	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分）	166
4 児童手当負担金	△10,586	6 児童手当負担金	△10,586

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	12,317	△653	11,664
3 衛生費国庫補助金	1,107	298	1,405
5 教育費国庫補助金	2,081	52	2,133
計	43,370	△303	43,067

1 総務管理費補助金	△653	61 地方創生推進交付金	△653
2 環境衛生費補助金	298	5 循環型社会形成推進交付金	298
1 小学校費補助金	8	5 特別支援教育就学奨励費補助金	8
2 中学校費補助金	44	5 特別支援教育就学奨励費補助金	44

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	169,773	△1,713	168,060
計	173,300	△1,713	171,587

1 国民健康保険事業費負担金	493	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分） 10 保険基盤安定負担金（保険税軽減分）	83 410
4 児童手当負担金	△2,552	5 児童手当負担金	△2,552
5 後期高齢者医療広域連合負担金	346	5 保険基盤安定負担金（3/4）	346

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	59,186	△3,260	55,926
3 衛生費県補助金	4,105	△353	3,752
7 教育費県補助金	6,568	△338	6,230
計	95,880	△3,951	91,929

3 医療福祉費補助金	△2,842	5 医療費補助金 10 事務費補助金	△2,793 △49
4 児童福祉費補助金	△418	12 多子世帯保育料軽減事業費補助金	△418
2 環境衛生費補助金	△353	5 合併浄化槽設置整備事業補助金	△353
1 社会教育費補助金	△380	20 地域の教育支援体制等構築事業補助金 25 地域で支える家庭の教育力向上事業補助金	△64 △316
2 中学校費補助金	42	15 被災児童生徒就学支援等事業補助金	42

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 指定寄附金	30,498	500	30,998
計	95,498	500	95,998

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

5 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1,250	1,251
計	112,848	1,250	114,098

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 減債基金繰入金	50,000	△50,000	0
6 陸平基金繰入金	17,933	△3,612	14,321
8 財政調整基金繰入金	101,705	△31,048	70,657
計	210,170	△84,660	125,510

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 民生費受託事業収入	3,905	△281	3,624
計	4,442	△281	4,161

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

2 学校給食収入	63,020	△921	62,099
3 雑入	54,774	10,327	65,101

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 指定寄附金	500	10 陸平貝塚保存協力寄附金	500

1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,250	5 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,250
------------------	-------	------------------	-------

1 減債基金繰入金	△50,000	5 減債基金繰入金	△50,000
1 陸平基金繰入金	△3,612	5 陸平基金繰入金	△3,612
1 財政調整基金繰入金	△31,048	5 財政調整基金繰入金	△31,048

1 民生費受託事業収入	△281	10 後期高齢者医療保健事業委託金	△281
-------------	------	-------------------	------

1 学校給食収入	△921	5 木原小学校 (児童分)	222
		10 大谷小学校 (児童分)	△292
		15 安中小学校 (児童分)	△242
		21 美浦中学校 (生徒分)	△609
1 児童福祉雑入	100	10 ファミリーサポート会員利用料	100
2 医療福祉雑入	3,187	5 高額療養費返納金	3,187
3 保健衛生雑入	△198	2 成人健康診査負担金	△56
		4 胃ガン検診負担金	△70
		8 乳ガン集団検診負担金	△21
		9 子宮ガン集団検診負担金	△51
6 保健体育雑入	150	5 スポーツ教室受講料	150
7 雑入	7,088	41 茨城県振興協会市町村交付金	△999
		42 茨城県後期高齢者医療特別調整交付金	△248

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	127,853	9,406	137,259

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		44 発掘調査事業者委託金	△975
		145 過年度過払金精算金	9,310

(款) 21 村債

(項) 1 村債

1 農林水産業債	27,900	28,100	56,000
2 土木債	9,300	200	9,500
計	436,914	28,300	465,214

1 農業農村整備事業債	28,100	5 余郷入地区かんがい排水事業（公共事業等債）	△5,300
		10 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業（公共事業等債）	△3,600
		11 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業（国補正予算分）（公共事業等債）	37,000
2 橋梁整備事業債	200	1 橋梁整備事業（公共事業等債）	200

3 歳出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	114,556	312	114,868				312
計	114,556	312	114,868				312

区分	金額	説明
3 職員手当等	312	1 職員給与関係経費 78
		3 職員手当等 78
		10 勤勉手当
		1 勤勉手当
		2 議会運営費 234
		3 職員手当等 234
		9 期末手当
		1 議員

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	242,220	35,553	277,773				35,553
2 文書広報費	15,560	△1,014	14,546				△1,014
7 企画費	100,582	△3,270	97,312	△653			△2,617
9 交通安全対策費	3,229	△600	2,629				△600

2 給料	85	1 特別職給与関係経費 38
		3 職員手当等 38
		9 期末手当
		2 特別職
3 職員手当等	35,458	2 職員給与関係経費 35,515
		2 給料 85
		2 一般職給
		1 一般職給
4 共済費	10	3 職員手当等 35,420
		10 勤勉手当 777
		1 勤勉手当
		12 退職手当 34,643
		3 一般職
		4 共済費 10
		2 職員共済組合負担金
		3 一般職
11 需用費	△1,014	2 広報活動費 △1,014
		11 需用費 △1,014
		4 印刷製本費
		1 印刷製本費
13 委託料	△2,449	3 行政情報化推進事業費 △344
		19 負担金補助及び交付金 △344
		5 負担金
		17 茨城県市町村共同システム整備運営協議会負担金
15 工事請負費	△477	13 ミホー・アフター事業費 △2,926
		13 委託料 △2,449
		5 業務委託料
		69 東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用に向けた住民ニーズ検証業務委託料 △1,588
		70 村境サイン製作委託料 △861
		15 工事請負費 △477
		1 土木工事
		11 村境サイン設置工事
15 工事請負費	△600	3 交通安全施設整備事業費 △600
		15 工事請負費 △600
		2 建築工事

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(9 交通安全対策費)							
12 防犯対策費	12,088	△250	11,838				△250
15 陸平基金費	10,000	500	10,500			500	
計	477,645	30,919	508,564	△653		500	31,072

区分	金額	説明
		13 交通安全施設 警戒標識等 (カーブミラー、ガードレール等)
		2 防犯対策事業費 △250
15 工事請負費	△250	15 工事請負費 △250 2 建築工事 14 防犯灯等設置工事
		2 陸平基金費 500
25 積立金	500	25 積立金 500 7 陸平基金積立金 1 陸平基金積立金

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	60,281	200	60,481				200
3 徴収費	73,971	117	74,088				117
計	164,651	317	164,968				317

		1 職員給与関係経費 200
2 給料	16	2 給料 16 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	184	3 職員手当等 184 10 勤勉手当 1 勤勉手当
		1 職員給与関係経費 117
2 給料	19	2 給料 19 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	98	3 職員手当等 98 10 勤勉手当 1 勤勉手当

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	49,440	1	49,441				1
計	49,440	1	49,441				1

		1 職員給与関係経費 1
2 給料	△100	2 給料 △100 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	101	3 職員手当等 101 10 勤勉手当 1 勤勉手当

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	388,809	3,657	392,466	659			2,998
-----------	---------	-------	---------	-----	--	--	-------

		1 職員給与関係経費 267
3 職員手当等	267	3 職員手当等 267 10 勤勉手当 1 勤勉手当
		5 国民健康保険特別会計繰出金 3,000
23 償還金、利子及び割引料	390	28 繰出金 3,000 1 保険基盤安定 (保険者支援分) 334 1 保険基盤安定 (保険者支援分)
28 繰出金	3,000	4 職員給与等 148

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 児童福祉総務費)							
2 児童措置費	247,620	△15,690	231,930	△13,138			△2,552
3 保育所費	216,539	△3,674	212,865				△3,674
計	569,938	△25,972	543,966	△13,556		100	△12,516

節		説明
区分	金額	
		13 保育士 19 負担金補助及び交付金 △700 10 補助金 5 授乳服等購入費補助金 9 ファミリーサポート事業費 239 8 報償費 239 1 報償金 3 事業協力者謝礼
20 扶助費	△15,690	2 児童手当経費 △15,690 20 扶助費 △15,690 3 児童福祉扶助費 6 児童手当 △15,540 7 特例給付 △150
1 報酬	△1,900	1 職員給与関係経費 △174 2 給料 △350 2 一般職給 1 一般職給
2 給料	△350	3 職員手当等 176 10 勤勉手当 1 勤勉手当
3 職員手当等	176	2 大谷保育所運営費 △1,500 1 報酬 △900 4 一般職非常勤職員報酬 13 保育士 4 共済費 △450 6 社会保険料 1 社会保険料
4 共済費	△1,150	9 旅費 △150 9 旅費 △150 1 費用弁償 △110
9 旅費	△150	1 費用弁償 2 普通旅費 △40 1 普通旅費
11 需用費	△300	3 大谷保育所管理費 △300 11 需用費 △300 2 燃料費 1 庁舎用燃料代
		4 木原保育所運営費 △1,700 1 報酬 △1,000 4 一般職非常勤職員報酬 13 保育士 4 共済費 △700 6 社会保険料 1 社会保険料

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	64,759	△1,402	63,357				△1,402
-----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

1 報酬	△1,059	1 職員給与関係経費 △152 2 給料 △330 2 一般職給
------	--------	---

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 保健衛生総務費)							
2 予防費	87,386	△10,659	76,727			△198	△10,461
計	155,775	△12,061	143,714			△198	△11,863

節		説明
区分	金額	
2 給料	△330	1 一般職給 330 3 職員手当等 178 10 勤勉手当
3 職員手当等	178	1 勤勉手当 2 保健衛生事務費 1,250
4 共済費	△117	1 報酬 1,059 4 一般職非常勤職員報酬 11 看護師 798 18 栄養士 261
9 旅費	△74	4 共済費 117 6 社会保険料 1 社会保険料 9 旅費 74 1 費用弁償 1 費用弁償
1 報酬	△45	2 予防接種事業費 5,502 13 委託料 5,502
9 旅費	△8	5 業務委託料 2 予防接種業務委託料 3 母子保健事業費 3,000
13 委託料	△9,497	13 委託料 2,000 5 業務委託料 1 健康診断等委託料 19 負担金補助及び交付金 1,000 10 補助金
19 負担金補助及び交付金	△1,000	5 不妊治療費補助金 4 健康診断事業費 1,405
20 扶助費	△109	13 委託料 1,405 5 業務委託料 1 健康診断等委託料 5 健康増進事業費 53
		1 報酬 45 3 非常勤職員報酬 40 健康づくり推進協議会委員
		9 旅費 8 1 費用弁償 1 費用弁償
		8 任意予防接種事業費 699
		13 委託料 590 5 業務委託料 30 任意予防接種業務委託料
		20 扶助費 109 5 その他扶助費 40 任意予防接種費

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 環境衛生総務費	91,834	△1,370	90,464				△1,370
2 公害対策費	10,129	30	10,159				30
計	101,963	△1,340	100,623				△1,340

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	10	1 職員給与関係経費 130 2 給料 10 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	120	3 職員手当等 120 10 勤勉手当 1 勤勉手当
13 委託料	△1,500	6 雑草除去委託事業費 △1,500 13 委託料 △1,500 5 業務委託料 1 草刈除去委託料
2 給料	10	1 職員給与関係経費 30 2 給料 10 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	20	3 職員手当等 20 10 勤勉手当 1 勤勉手当

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

2 し尿処理費	31,283	183	31,466	△55			238
計	318,327	183	318,510	△55			238

19 負担金補助及び交付金	183	2 合併浄化槽設置事業費 183 19 負担金補助及び交付金 183 10 補助金 5 合併浄化槽設置事業
---------------	-----	--

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	21,394	38	21,432				38
2 農業総務費	43,117	112	43,229				112
3 農業振興費	75,219	△400	74,819				△400
5 農地費	120,539	27,190	147,729		28,100		△910

3 職員手当等	38	1 職員給与関係経費 38 3 職員手当等 38 10 勤勉手当 1 勤勉手当
3 職員手当等	112	1 職員給与関係経費 112 3 職員手当等 112 10 勤勉手当 1 勤勉手当
19 負担金補助及び交付金	△400	4 園芸作物振興事業費 △200 19 負担金補助及び交付金 △200 10 補助金 65 レンコン共同防除事業 5 産地確立推進事業費 △200 19 負担金補助及び交付金 △200 10 補助金 64 水稲共同防除事業
19 負担金補助及び交付金	27,150	3 県営土地改良事業負担金 27,150 19 負担金補助及び交付金 27,150 5 負担金 30 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金 △4,000

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(5 農地費)							
計	260,295	26,940	287,235		28,100		△1,160

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 繰出金	40	31 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金(国補正予算分) 37,000 35 県営かんがい排水事業余郷入地区 △5,850 4 農業集落排水事業特別会計繰出金 40 28 繰出金 40 7 農業集落排水事業特別会計繰出金 7 農業集落排水事業特別会計繰出金

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	59,592	156	59,748				156
計	59,592	156	59,748				156

3 職員手当等	156	1 職員給与関係経費 156 3 職員手当等 156 10 勤勉手当 1 勤勉手当
---------	-----	---

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

3 道路新設改良費	158,930	△13,000	145,930				△13,000
4 橋梁維持費	28,000	△4,500	23,500		200		△4,700
計	233,923	△17,500	216,423		200		△17,700

15 工事請負費	△13,000	2 道路新設改良事業費 △13,000 15 工事請負費 △13,000 1 土木工事 1 村道整備工事
13 委託料	△1,500	2 橋梁維持補修事業費 △4,500 13 委託料 △1,500 8 測量・設計・監理委託料 1 橋梁補修工事実施設計業務委託料
15 工事請負費	△3,000	15 工事請負費 △3,000 3 維持補修工事 1 橋梁補修工事

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	24,032	60	24,092				60
計	131,491	60	131,551				60

3 職員手当等	60	1 職員給与関係経費 60 3 職員手当等 60 1 扶養手当 12 1 扶養手当 10 勤勉手当 48 1 勤勉手当
---------	----	---

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

2 消防施設費	3,678	388	4,066				388
4 災害対策費	35,024	391	35,415				391
計	321,052	779	321,831				779

15 工事請負費	388	2 消防施設管理費 388 15 工事請負費 388 4 解体撤去工事 5 機械器具置場解体撤去工事
13 委託料	391	2 災害応急対策費 391 13 委託料 391 5 業務委託料 30 排水機場操作委託料

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	209,123	584	209,707				584
計	210,602	584	211,186				584

節		説明
区分	金額	
2 給料	17	1 特別職給与関係経費 44
		3 職員手当等 34
		9 期末手当
		2 特別職
3 職員手当等	321	4 共済費 10
		2 職員共済組合負担金
		2 特別職
4 共済費	246	2 職員給与関係経費 324
		2 給料 17
		2 一般職給
		1 一般職給
		3 職員手当等 287
		10 勤勉手当
		1 勤勉手当
		4 共済費 20
		2 職員共済組合負担金
		3 一般職
		3 事務局経費 25
		4 共済費 25
		6 社会保険料
		1 社会保険料 17
		3 社会保険料 8
		4 TT配置事業費 103
		4 共済費 103
		6 社会保険料
		3 社会保険料
		8 適応教室事業費 88
		4 共済費 88
		6 社会保険料
		3 社会保険料

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	72,939	△2,220	70,719				△2,220
---------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

3 職員手当等	78	1 職員給与関係経費 78
		3 職員手当等 78
		10 勤勉手当
		1 勤勉手当
11 需用費	△100	3 木原小学校学校管理費 △100
		11 需用費 △100
		1 消耗品費
		1 消耗品費
13 委託料	△871	7 学校施設管理費 △2,198
		13 委託料 △871
		2 保守点検委託料 △405
		4 空調機器保守管理委託料 △276
		5 受水槽保守管理委託料 △129
		4 清掃委託料 △466
		1 清掃委託料
18 備品購入費	△1,327	18 備品購入費 △1,327

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 学校管理費)							
2 教育振興費	16,271	△327	15,944	8			△335
計	89,210	△2,547	86,663	8			△2,555

節		説明
区分	金額	
		2 機械器具費 1 機械器具費
11 需用費	△100	4 木原小学校教育振興事業費 △181 11 需用費 △100 1 消耗品費 1 消耗品費
14 使用料及び賃借料	△146	18 備品購入費 △81 5 教材備品費 1 教材備品費
18 備品購入費	△81	6 安中小学校教育振興事業費 △146 14 使用料及び賃借料 △146 2 賃借料 7 バス借上料

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	39,774	△886	38,888				△886
2 教育振興費	12,525	△151	12,374	86			△237
計	52,299	△1,037	51,262	86			△1,123

13 委託料	△222	5 学校施設管理費 △886 13 委託料 △222 2 保守点検委託料 4 空調設備保守管理委託料 △179 5 受水槽保守管理委託料 △43
18 備品購入費	△664	18 備品購入費 △664 2 機械器具費 1 機械器具費
14 使用料及び賃借料	△151	4 美浦中学校教育振興事業費 △151 14 使用料及び賃借料 △151 1 使用料 15 プール使用料

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	90,776	232	91,008				232
計	90,776	232	91,008				232

2 給料	10	1 職員給与関係経費 232 2 給料 10 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	222	3 職員手当等 222 10 勤勉手当 1 勤勉手当

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	104,540	△410	104,130	△380		△150	120
-----------	---------	------	---------	------	--	------	-----

2 給料	37	1 職員給与関係経費 365 2 給料 37 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	328	3 職員手当等 328 10 勤勉手当 1 勤勉手当
8 報償費	△473	10 地域未来塾事業費 △78

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 社会教育総務費)							
2 公民館費	33,006	△800	32,206				△800
3 文化財保護費	25,233	△4,699	20,534			△4,587	△112

節		説明
区分	金額	
11 需用費	△56	8 報償費 1 報償金 3 事業協力者謝礼 △45
12 役務費	△23	11 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費 △33
19 負担金補助及び交付金	△223	11 訪問型家庭教育支援事業費 △474 8 報償費 1 報償金 2 講師謝礼 3 事業協力者謝礼 △428 11 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費 △23 12 役務費 1 通信運搬費 1 郵便料 △23 12 地区公民館補助事業費 △223 19 負担金補助及び交付金 10 補助金 15 地区公民館等修繕等補助金 △223
11 需用費	△300	3 中央公民館管理費 △800 11 需用費 5 光熱水費 1 電気使用料 △300
15 工事請負費	△500	15 工事請負費 3 維持補修工事 32 中央公民館漏水改修工事 △500
1 報酬	△97	2 文化財施設管理費 △2,918 13 委託料 2 保守点検委託料 4 空調機器保守管理委託料 △207
7 賃金	△531	18 備品購入費 2 機械器具費 10 機械器具費(資産) △2,711
8 報償費	△575	3 文化財保護事業費 △112 7 賃金 14 埋蔵文化財発掘作業員 1 埋蔵文化財発掘作業員 △112
9 旅費	△22	4 文化財活用事業費 △694 1 報酬 3 非常勤職員報酬 28 陸平貝塚保存活用検討委員会委員 △97
11 需用費	△556	8 報償費 1 報償金 2 講師謝礼 3 事業協力者謝礼 △575
13 委託料	△207	1 報償金 2 講師謝礼 3 事業協力者謝礼 △91 △484
18 備品購入費	△2,711	9 旅費 1 費用弁償 △22

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(3 文化財保護費)							
4 図書費	17,029	△220	16,809				△220
計	179,808	△6,129	173,679	△380		△4,737	△1,012

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 費用弁償
		6 村内遺跡発掘調査事業費 △975
		7 賃金 △419
		14 埋蔵文化財発掘作業員
		1 埋蔵文化財発掘作業員
		11 需用費 △556
		1 消耗品費 △78
		1 消耗品費
		2 燃料費 △30
		2 公用車等燃料代
		4 印刷製本費 △448
		1 印刷製本費
		2 図書室運営費 △220
11 需用費	△220	11 需用費 △220
		4 印刷製本費
		1 印刷製本費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	15,667	△1,080	14,587			150	△1,230
2 体育施設費	6,109	△430	5,679				△430
3 光と風の丘公園管理費	46,233	△4,770	41,463				△4,770

11 需用費	△830	4 スポーツ大会事業費 △450
		11 需用費 △450
		1 消耗品費
		1 消耗品費
19 負担金補助及び交付金	△250	6 村民体育祭事業費 △630
		11 需用費 △380
		1 消耗品費
		1 消耗品費
		19 負担金補助及び交付金 △250
		10 補助金
		4 村民体育祭地区補助
13 委託料	△430	2 農林漁業者トレーニングセンター管理費 △430
		13 委託料 △430
		4 清掃委託料
		1 清掃委託料
11 需用費	△3,100	2 光と風の丘公園管理費 △4,770
		11 需用費 △3,100
		5 光熱水費
		1 電気使用料 △3,000
		5 上下水道使用料 △100
13 委託料	△980	13 委託料 △980
		1 維持管理委託料 △800
		2 公園管理委託料
		5 業務委託料 △180
		1 雑草除去委託料
14 使用料及び賃借料	△120	14 使用料及び賃借料 △120
		1 使用料
		4 コピー使用料
15 工事請負費	△570	15 工事請負費 △570
		1 土木工事 △270

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 光と風の丘公園管理費)							
4 学校給食費	162,603	△898	161,705			△921	23
計	230,612	△7,178	223,434			△771	△6,407

節		説明
区分	金額	
		6 童話の森遊具設置工事 3 維持補修工事 31 テニスコート人工芝改修工事 △300
2 給料	14	1 職員給与関係経費 280 2 給料 2 一般職給 1 一般職給 14
3 職員手当等	266	3 職員手当等 10 勤勉手当 1 勤勉手当 266
13 委託料	△1,178	12 学校給食施設管理費 △1,178 13 委託料 △1,178 4 清掃委託料 △480 1 清掃委託料 5 業務委託料 △698 11 給食室害虫等駆除委託料

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		15,144	4,790 (3.3)			2,313	22,247	3,188	25,435	
	議員	14	48,648		15,386 (3.3)				64,034	19,552	83,586	
	その他の 特別職	1,049	62,744						62,744	3,156	65,900	
	計	1,065	111,392	15,144	20,176			2,313	149,025	25,896	174,921	
補正前	長等	2		15,144	4,718 (3.25)			2,313	22,175	3,178	25,353	
	議員	14	48,648		15,152 (3.25)				63,800	19,552	83,352	
	その他の 特別職	1,049	62,886						62,886	2,957	65,843	
	計	1,065	111,534	15,144	19,870			2,313	148,861	25,687	174,548	
比較	長等				72				72	10	82	
	議員				234				234		234	
	その他の 特別職		△ 142						△ 142	199	57	
	計		△ 142		306				164	209	373	

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>58</u> 141)	97,016	550,178	397,436	1,044,630	181,261	1,225,891	
補正前	(<u>58</u> 141)	99,887	550,740	359,247	1,009,874	182,481	1,192,355	
比較	(<u> </u>)	△ 2,871	△ 562	38,189	34,756	△ 1,220	33,536	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	12,837	5,006	8,507		26,019	1,017	15,912	126,780	92,162	109,196	
	補正前	12,825	5,006	8,507		26,019	1,017	15,912	126,780	88,628	74,553	
	比較	12								3,534	34,643	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考	
給料	△ 562	給与改定に伴う増減分	394	一般行政職 技能労務職	380 14	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.20 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職		
		その他の増減分	△ 956	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による 差額 その他	△ 956	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 141 人 141 人 補正前 141 人 141 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	38,189	制度改正に伴う増減分	3,534	管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	3,534	
		その他の増減分	34,655	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	12 34,643	

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職
平成30年3月1日現在	平均給料月額	331,653	318,213
	平均給与月額	367,523	324,373
	平均年令	43歳10月	56歳3月
平成29年12月1日現在	平均給料月額	326,518	317,140
	平均給与月額	393,632	328,448
	平均年令	43歳7月	56歳0月

イ. 初任給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高校卒	151,500	149,200	147,100	144,500
大学卒	179,200	-	179,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年3月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 14	() 93.3%
	6	() 17	() 14.5%	3	() 1	() 6.7%
	5	() 16	() 13.7%	2	()	()
	4	() 38	() 32.5%	1	()	()
	3	() 16	() 13.7%			
	2	() 22	() 18.8%			
	1	() 4	() 3.4%			
	計	() 117	() 100.0%	計	() 15	() 100.0%
平成29年12月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 14	() 93.3%
	6	() 8	() 6.8%	3	() 1	() 6.7%
	5	() 25	() 21.4%	2	()	()
	4	() 35	() 29.9%	1	()	()
	3	() 16	() 13.7%			
	2	() 23	() 19.7%			
	1	() 6	() 5.1%			
	計	() 117	() 100.0%	計	() 15	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等 相当の技能又は経験を有する調理師 相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等 高度の技能又は経験を有する調理師 高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	140	117	15	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	140	117	15	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	($\frac{1.05}{2.075}$)	($\frac{1.25}{2.325}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
補正前	($\frac{1.05}{2.075}$)	($\frac{1.2}{2.225}$)	($\frac{2.25}{4.3}$)	有	
国の制度	($\frac{1.05}{2.075}$)	($\frac{1.25}{2.325}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議案第18号

平成29年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,247千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,226,103千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		400,163	△35,308	364,855
	1 国民健康保険税	400,163	△35,308	364,855
3 国庫支出金		420,673	21,262	441,935
	1 国庫負担金	334,569	8,900	343,469
	2 国庫補助金	86,104	12,362	98,466
4 療養給付費交付金		48,002	△14,365	33,637
	1 療養給付費交付金	48,002	△14,365	33,637
6 県支出金		101,086	△4,247	96,839
	1 県負担金	14,066	△4,247	9,819
7 共同事業交付金		485,200	11,411	496,611
	1 共同事業交付金	485,200	11,411	496,611
9 繰入金		253,765	3,000	256,765
	1 他会計繰入金	253,764	3,000	256,764
11 諸収入		13,101	△1,000	12,101
	1 延滞金、加算金及び過料	9,004	△1,000	8,004
歳入合計		2,245,350	△19,247	2,226,103

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		44,749	148	44,897
	1 総務管理費	40,380	148	40,528
2 保険給付費		1,241,397	46,008	1,287,405
	1 療養諸費	1,061,225	51,700	1,112,925
	2 高額療養費	170,856	△5,692	165,164
3 後期高齢者支援金等		247,913	0	247,913
	1 後期高齢者支援金等	247,913	0	247,913
6 介護納付金		101,854	0	101,854
	1 介護納付金	101,854	0	101,854
7 共同事業拠出金		497,910	△64,793	433,117
	1 共同事業拠出金	497,910	△64,793	433,117
8 保健事業費		20,535	△610	19,925
	1 保健事業費	6,511	△610	5,901
歳 出 合 計		2,245,350	△19,247	2,226,103

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	400,163	△35,308	364,855
3 国庫支出金	420,673	21,262	441,935
4 療養給付費交付金	48,002	△14,365	33,637
6 県支出金	101,086	△4,247	96,839
7 共同事業交付金	485,200	11,411	496,611
9 繰入金	253,765	3,000	256,765
11 諸収入	13,101	△1,000	12,101
歳入合計	2,245,350	△19,247	2,226,103

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	44,749	148	44,897			148	
2 保険給付費	1,241,397	46,008	1,287,405	19,489		△2,954	29,473
3 後期高齢者支援金等	247,913	0	247,913	△4,093			4,093
6 介護納付金	101,854	0	101,854	6,109			△6,109
7 共同事業拠出金	497,910	△64,793	433,117	△8,494			△56,299
8 保健事業費	20,535	△610	19,925				△610
歳 出 合 計	2,245,350	△19,247	2,226,103	13,011		△2,806	△29,452

2 歳 入
(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	387,514	△28,720	358,794
2 退職被保険者等国民健康保険税	12,649	△6,588	6,061
計	400,163	△35,308	364,855

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分現年課税分	△18,893	15 普通徴収分 20 特別徴収分	△16,946 △1,947
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△7,915	15 普通徴収分 20 特別徴収分	△7,076 △839
3 介護納付金分現年課税分	△2,988	15 普通徴収分	△2,988
4 医療給付費分滞納繰越分	631	5 滞納繰越分	631
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	445	5 滞納繰越分	445
1 医療給付費分現年課税分	△4,522	5 普通徴収分	△4,522
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△1,870	5 普通徴収分	△1,870
3 介護納付金分現年課税分	△196	5 普通徴収分	△196

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 療養給付費等負担金	320,503	13,147	333,650
2 高額医療費共同事業負担金	11,787	△4,247	7,540
計	334,569	8,900	343,469

1 現年度分	13,147	5 一般療養給付費等 15 介護納付金 20 後期高齢者医療費支援金	13,280 1,092 △1,225
1 高額医療費共同事業負担金	△4,247	5 高額医療費共同事業負担金	△4,247

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 財政調整交付金	85,077	12,362	97,439
計	86,104	12,362	98,466

1 普通調整交付金	8,358	5 保険給付費 15 介護納付金 20 後期高齢者支援金	6,209 5,017 △2,868
2 特別調整交付金	4,004	5 特別調整交付金	4,004

(款) 4 療養給付費交付金

(項) 1 療養給付費交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 療養給付費交付金	48,002	△14,365	33,637
計	48,002	△14,365	33,637

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

1 高額医療費共同事業負担金	11,787	△4,247	7,540
計	14,066	△4,247	9,819

(款) 7 共同事業交付金

(項) 1 共同事業交付金

1 高額医療費共同事業交付金	35,200	22,336	57,536
2 保険財政共同安定化事業交付金	450,000	△10,925	439,075
計	485,200	11,411	496,611

(款) 9 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	253,764	3,000	256,764
計	253,764	3,000	256,764

(款) 11 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 一般被保険者延滞金	9,000	△1,000	8,000
計	9,004	△1,000	8,004

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	△14,365	5 退職被保険者等療養給付費交付金 (現年度分)	△14,365

1 高額医療費共同事業負担金	△4,247	5 高額医療費共同事業負担金	△4,247
----------------	--------	----------------	--------

1 高額医療費共同事業交付金	22,336	5 高額医療費共同事業交付金	22,336
1 保険財政共同安定化事業交付金	△10,925	5 保険財政共同安定化事業交付金	△10,925

1 保険基盤安定繰入金	879	5 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	333
		10 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	546
2 職員給与費等繰入金	148	5 職員給与費等繰入金	148
4 財政安定化支援事業繰入金	191	5 財政安定化支援事業繰入金	191
5 その他繰入金	1,782	5 その他繰入金	1,782

1 一般被保険者延滞金	△1,000	5 一般被保険者延滞金	△1,000
-------------	--------	-------------	--------

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	39,444	148	39,592			148	
計	40,380	148	40,528			148	

区分	金額	説明
		1 職員給与関係経費 148
2 給料	20	2 給料 20 2 一般職給
3 職員手当等	128	1 一般職給 3 職員手当等 128 10 勤勉手当 114 1 勤勉手当 12 退職手当 14 3 一般職

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	1,020,000	61,661	1,081,661	17,659		△10,925	54,927
2 退職被保険者等療養給付費	26,248	△9,961	16,287			△9,961	
3 一般被保険者療養費	11,315	0	11,315	120			△120
計	1,061,225	51,700	1,112,925	17,779		△20,886	54,807

		2 一般被保険者療養給付費 61,661
19 負担金補助及び交付金	61,661	19 負担金補助及び交付金 61,661 5 負担金 5 一般被保険者療養給付費負担金
		2 退職被保険者等療養給付費 △9,961
19 負担金補助及び交付金	△9,961	19 負担金補助及び交付金 △9,961 5 負担金 5 退職被保険者等療養給付費負担金

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	161,599	0	161,599	1,710		22,336	△24,046
2 退職被保険者等高額療養費	9,156	△5,700	3,456			△4,404	△1,296
3 一般被保険者高額介護合算療養費	100	8	108				8
計	170,856	△5,692	165,164	1,710		17,932	△25,334

		2 退職被保険者等高額療養費 △5,700
19 負担金補助及び交付金	△5,700	19 負担金補助及び交付金 △5,700 5 負担金 5 高額療養費
		2 一般被保険者高額介護合算療養費 8
19 負担金補助及び交付金	8	19 負担金補助及び交付金 8 5 負担金 5 高額介護合算療養費

(款) 3 後期高齢者支援金等

(項) 1 後期高齢者支援金等

1 後期高齢者支援金	247,895	0	247,895	△4,093			4,093
計	247,913	0	247,913	△4,093			4,093

(款) 6 介護納付金

(項) 1 介護納付金

1 介護納付金	101,854	0	101,854	6,109			△6,109
計	101,854	0	101,854	6,109			△6,109

(款) 7 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 高額医療費共同事業拠出金	47,149	△16,988	30,161	△8,494			△8,494
4 保険財政共同安定化事業拠出金	450,758	△47,805	402,953				△47,805
計	497,910	△64,793	433,117	△8,494			△56,299

(款) 8 保健事業費

(項) 1 保健事業費

2 疾病予防費	3,500	△610	2,890				△610
計	6,511	△610	5,901				△610

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	△16,988	2 高額医療費共同事業医療費拠出金 △16,988
		19 負担金補助及び交付金 5 負担金 5 高額医療費共同事業拠出金
19 負担金補助及び交付金	△47,805	2 保険財政共同安定化事業拠出金 △47,805
		19 負担金補助及び交付金 5 負担金 5 保険財政共同安定化事業拠出金

19 負担金補助及び交付金	△610	2 疾病予防事業費 △610
		19 負担金補助及び交付金 10 補助金 5 人間ドック等補助

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	14	1,036					1,036		1,036	
	計	14	1,036					1,036		1,036	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	14	1,036					1,036		1,036	
	計	14	1,036					1,036		1,036	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>3</u> 5)	3,760	15,956	9,703	29,419	4,912	34,331	
補正前	(<u>3</u> 5)	3,760	15,936	9,575	29,271	4,912	34,183	
比較	()		20	128	148		148	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後		294	143		900		432	3,255	2,532	2,147	
	補正前		294	143		900		432	3,255	2,418	2,133	
	比較									114	14	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	20	給与改定に伴う増減分	20	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.20 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 会計間異動の異動による 差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 5 人 5 人 補正前 5 人 5 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	128	制度改正に伴う増減分	128	管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	114 14
		その他の増減分		扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職
平成30年3月1日現在	平均給料月額	273,860
	平均給与月額	296,494
	平均年令	34歳10月
平成29年9月1日現在	平均給料月額	262,180
	平均給与月額	279,444
	平均年令	34歳4月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	1	20.0%
	5	()	()
	4	1	20.0%
	3	()	()
	2	2	40.0%
	1	1	20.0%
	計	5	100.0%
平成29年9月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	1	20.0%
	4	()	()
	3	1	20.0%
	2	2	40.0%
	1	1	20.0%
	計	5	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、課長	特に困難な職務を分掌する課長	部長

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.25</u>) 2.325	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
補正前	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.2</u>) 2.225	(<u>2.25</u>) 4.3	有	
国の制度	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.25</u>) 2.325	(<u>2.3</u>) 4.4	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第19号

平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美浦村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,540千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		80,410	△940	79,470
	1 他会計繰入金	75,265	40	75,305
	2 基金繰入金	5,145	△980	4,165
8 村債		2,100	△600	1,500
	1 村債	2,100	△600	1,500
歳入合計		167,259	△1,540	165,719

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		97,364	△1,540	95,824
	1 総務管理費	25,700	1,360	27,060
	2 施設管理費	71,664	△2,900	68,764
歳 出 合 計		167,259	△1,540	165,719

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	80,410	△940	79,470
8 村債	2,100	△600	1,500
歳入合計	167,259	△1,540	165,719

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	97,364	△1,540	95,824		△600	△940	
歳 出 合 計	167,259	△1,540	165,719		△600	△940	

2 歳入
(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	75,265	40	75,305
計	75,265	40	75,305

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 農業集落排水事業基金繰入金	5,145	△980	4,165
計	5,145	△980	4,165

(款) 8 村債

(項) 1 村債

1 農業集落排水事業債	2,100	△600	1,500
計	2,100	△600	1,500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	40	5 一般会計繰入金	40

1 農業集落排水事業基金繰入金	△980	5 農業集落排水事業基金繰入金	△980
-----------------	------	-----------------	------

1 農業集落排水事業債	△600	1 農業集落排水事業債	△600
-------------	------	-------------	------

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	25,700	1,360	27,060		△600	1,960	
計	25,700	1,360	27,060		△600	1,960	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 40
2 給料	10	2 給料 10 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	30	3 職員手当等 30 10 勤勉手当 1 勤勉手当
		2 農業集落排水事業事務費 1,320
13 委託料	△520	13 委託料 △520 5 業務委託料
25 積立金	1,840	8 公営企業会計法適用化業務委託料 25 積立金 1,840 12 農業集落排水事業基金積立金 5 農業集落排水事業基金積立金

(款) 1 総務費

(項) 2 施設管理費

1 舟子地区施設管理費	15,914	△650	15,264			△650	
2 信太地区施設管理費	17,606	△980	16,626			△980	
3 安中・大須賀津地区施設管理費	38,144	△1,270	36,874			△1,270	
計	71,664	△2,900	68,764			△2,900	

		2 舟子地区農業集落排水事業 △650
11 需用費	300	11 需用費 300 5 光熱水費 1 電気使用料
13 委託料	△850	13 委託料 △850 5 業務委託料 2 汚泥処理委託料 △800 3 草刈除去委託料 △50
18 備品購入費	△100	18 備品購入費 △100 2 機械器具費 1 機械器具費
		2 信太地区農業集落排水事業 △980
11 需用費	△550	11 需用費 △550 5 光熱水費 1 電気使用料
13 委託料	△380	13 委託料 △380 5 業務委託料 2 汚泥処理委託料 △300 3 草刈除去委託料 △80
18 備品購入費	△50	18 備品購入費 △50 2 機械器具費 1 機械器具費
		2 安中・大須賀津地区農業集落排水事業 △1,270
13 委託料	△1,170	13 委託料 △1,170 5 業務委託料 2 汚泥処理委託料 △900 3 草刈除去委託料 △270
18 備品購入費	△100	18 備品購入費 △100 2 機械器具費 1 機械器具費

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>2</u>) 2	1,973	4,863	2,676	9,512	1,515	11,027	
補正前	(<u>2</u>) 2	1,973	4,853	2,646	9,472	1,515	10,987	
比較	(<u> </u>)		10	30	40		40	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後			50		200			1,058	720	648	
	補正前			50		200			1,058	690	648	
	比較									30		

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	10	給与改定に伴う増減分	10	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.20 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 会計間異動の異動による 差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 2 人 2 人 補正前 2 人 2 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	30	制度改正に伴う増減分	30	管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	30
		その他の増減分		扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	
平成30年3月1日現在	平均給料月額	209,200
	平均給与月額	211,200
	平均年令	28歳5月
平成29年9月1日現在	平均給料月額	198,750
	平均給与月額	205,322
	平均年令	27歳11月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	()	()
	4	()	()
	3	()	()
	2	2	100.0%
	1	()	()
	計	2	100.0%
平成29年9月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	()	()
	4	()	()
	3	()	()
	2	2	100.0%
	1	()	()
	計	2	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師	困難な職務を分掌する主事、技師	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長	特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	2	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	2	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.25</u>) 2.325	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
補正前	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.2</u>) 2.225	(<u>2.25</u>) 4.3	有	
国の制度	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.25</u>) 2.325	(<u>2.3</u>) 4.4	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第20号

平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美浦村の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,087千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,001,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		27,180	6,760	33,940
	1 負担金	27,180	6,760	33,940
6 繰入金		140,994	△3,754	137,240
	2 基金繰入金	35,222	△3,754	31,468
8 諸収入		684	11,081	11,765
	1 雑入	684	11,081	11,765
9 村債		330,000	△1,000	329,000
	1 村債	330,000	△1,000	329,000
歳入合計		988,618	13,087	1,001,705

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		764,652	13,087	777,739
	1 下水道管理費	190,563	10,081	200,644
	2 下水道事業費	574,089	3,006	577,095
歳 出 合 計		988,618	13,087	1,001,705

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道費	1 下水道事業費	公共下水道整備事業	210,241

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	330,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。	329,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。
合 計	330,000				329,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	27,180	6,760	33,940
6 繰入金	140,994	△3,754	137,240
8 諸収入	684	11,081	11,765
9 村債	330,000	△1,000	329,000
歳入合計	988,618	13,087	1,001,705

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	764,652	13,087	777,739		△1,000	14,087	
歳 出 合 計	988,618	13,087	1,001,705		△1,000	14,087	

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道事業受益者負担金	27,180	6,760	33,940
計	27,180	6,760	33,940

節		説明	
区分	金額		
1 公共下水道事業受益者負担金	5,070	5 公共下水道事業受益者負担金	5,070
2 滞納繰越分	1,690	5 滞納繰越分	1,690

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 公共下水道事業基金繰入金	35,222	△3,754	31,468
計	35,222	△3,754	31,468

1 公共下水道事業基金繰入金	△3,754	5 公共下水道事業基金繰入金	△3,754
----------------	--------	----------------	--------

(款) 8 諸収入

(項) 1 雑入

1 雑入	684	11,081	11,765
計	684	11,081	11,765

1 雑入	11,081	10 消費税還付金	11,038
		15 東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金	43

(款) 9 村債

(項) 1 村債

1 下水道事業債	330,000	△1,000	329,000
計	330,000	△1,000	329,000

1 下水道事業債	△1,000	50 公共下水道事業債	△1,000
----------	--------	-------------	--------

3 歳 出
(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	90,370	6,705	97,075		△1,000	7,705	
2 施設管理費	100,193	3,376	103,569			3,376	
計	190,563	10,081	200,644		△1,000	11,081	

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 157
2 給料	10	2 給料 10 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	147	3 職員手当等 147 9 期末手当 11 3 一般職
13 委託料	△1,130	10 勤勉手当 136 1 勤勉手当
		2 下水道事務費 6,548
25 積立金	7,678	13 委託料 △1,130 5 業務委託料 3 管渠情報管理システムデータ更新業務委託料 △200 8 公営企業会計法適用化業務委託料 △930 25 積立金 7,678 16 公共下水道事業基金積立金 1 公共下水道事業基金積立金
		2 公共下水道施設管理費 3,376
11 需用費	△300	11 需用費 △300 1 消耗品費
13 委託料	3,676	1 消耗品費 13 委託料 3,676 5 業務委託料 3 草刈除去委託料 △324 5 汚泥処理委託料 4,000

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道事業費

1 公共下水道事業費	574,089	3,006	577,095			3,006	
計	574,089	3,006	577,095			3,006	

		2 公共下水道整備事業 3,006
13 委託料	△19,603	13 委託料 △19,603 6 調査委託料 △9,532 1 調査委託料
15 工事請負費	22,609	8 測量・設計・監理委託料 △10,071 40 管渠設計委託 15 工事請負費 22,609 1 土木工事 10 公共下水道工事

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	() 4		17,074	11,008	28,082	5,267	33,349	
補正前	() 4		17,064	10,861	27,925	5,267	33,192	
比較	()		10	147	157		157	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	256	204	149		400		750	3,941	3,002	2,306	
	補正前	256	204	149		400		750	3,930	2,866	2,306	
	比較								11	136		

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	10	給与改定に伴う増減分	10	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.20 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 4 人 4 人 補正前 4 人 4 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 人 退職 人 計 人 会計間の異動 人
職員手当	147	制度改正に伴う増減分	136	管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	136
		その他の増減分	11	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	11

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	
平成30年3月1日現在	平均給料月額	357,596
	平均給与月額	387,289
	平均年令	49歳 1月
平成29年9月1日現在	平均給料月額	354,298
	平均給与月額	383,077
	平均年令	48歳 7月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	1	25.0%
	5	1	25.0%
	4	1	25.0%
	3	1	25.0%
	2	()	()
	1	()	()
	計	4	100.0%
平成29年9月1日現在	7	()	()
	6	1	25.0%
	5	1	25.0%
	4	1	25.0%
	3	1	25.0%
	2	()	()
	1	()	()
	計	4	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師	困難な職務を分掌する主事、技師	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長	特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	4	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	4	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.05) 2.075	(1.25) 2.325	(2.3) 4.4	有	
補正前	(1.05) 2.075	(1.2) 2.225	(2.25) 4.3	有	
国の制度	(1.05) 2.075	(1.25) 2.325	(2.3) 4.4	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 2 1 号

平成 2 9 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 0 9 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 3 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
【保険事業勘定】				
3 国庫支出金		229,284	1,669	230,953
	1 国庫負担金	180,231	1,500	181,731
	2 国庫補助金	49,053	169	49,222
4 支払基金交付金		292,139	2,800	294,939
	1 支払基金交付金	292,139	2,800	294,939
5 県支出金		156,914	1,654	158,568
	1 県負担金	150,816	1,750	152,566
	3 県補助金	6,092	△96	5,996
7 繰入金		197,440	3,971	201,411
	1 一般会計繰入金	179,174	1,740	180,914
	2 基金繰入金	15,666	2,231	17,897
保険事業勘定歳入合計		1,124,406	10,094	1,134,500
歳入合計		1,128,906	10,094	1,139,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
【保険事業勘定】				
1 総務費		35,175	466	35,641
	1 総務管理費	24,220	304	24,524
	3 介護認定審査会費	1,928	△208	1,720
	4 認定調査等費	3,146	370	3,516
2 保険給付費		1,020,309	10,000	1,030,309
	1 介護サービス等諸費	909,704	10,000	919,704
5 地域支援事業費		27,769	△492	27,277
	3 包括的支援事業・任意事業費	3,021	△492	2,529
6 地域包括支援センター費		23,889	120	24,009
	1 総務管理費	23,889	120	24,009
保険事業勘定歳出合計		1,124,406	10,094	1,134,500
歳 出 合 計		1,128,906	10,094	1,139,000

平成 29 年 度

介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出補正予算事項別明細書

記号番号	0 8 4 4 2 6	保険者名	美浦村
------	-------------	------	-----

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	229,284	1,669	230,953
4 支払基金交付金	292,139	2,800	294,939
5 県支出金	156,914	1,654	158,568
7 繰入金	197,440	3,971	201,411
歳入合計	1,124,406	10,094	1,134,500

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	35,175	466	35,641			466	
2 保険給付費	1,020,309	10,000	1,030,309	3,611		6,389	
5 地域支援事業費	27,769	△492	27,277	△288		△204	
6 地域包括支援センター費	23,889	120	24,009			120	
歳 出 合 計	1,124,406	10,094	1,134,500	3,323		6,771	

2 歳 入
(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費負担金	180,231	1,500	181,731
計	180,231	1,500	181,731

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	1,500	1 現年度分	1,500

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 介護給付費調整交付金	36,868	361	37,229
4 地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	5,997	△192	5,805
計	49,053	169	49,222

1 現年度分調整交付金	361	1 現年度分調整交付金	361
1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	△192	1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	△192

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	285,209	2,800	288,009
計	292,139	2,800	294,939

1 現年度分	2,800	1 現年度分	2,800
--------	-------	--------	-------

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	150,816	1,750	152,566
計	150,816	1,750	152,566

1 現年度分	1,750	1 現年度分	1,750
--------	-------	--------	-------

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

2 地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	2,998	△96	2,902
計	6,092	△96	5,996

1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	△96	1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	△96
---	-----	---	-----

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	127,326	1,250	128,576
2 その他一般会計繰入金	43,967	586	44,553

1 現年度分	1,250	1 現年度分	1,250
1 職員給与費等繰入金	586	1 職員給与費等繰入金	586

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5 地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	2,998	△96	2,902
計	179,174	1,740	180,914

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	15,666	2,231	17,897
計	15,666	2,231	17,897

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	△96	1 現年度分地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） △96

1 介護給付費準備基金繰入金	2,231	1 介護給付費準備基金繰入金 2,231
----------------	-------	-------------------------

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	24,220	304	24,524			304	
計	24,220	304	24,524			304	

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 116
2 給料	30	2 給料 30 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	86	3 職員手当等 86 10 勤勉手当 66 1 勤勉手当
12 役務費	69	12 退職手当 20 3 一般職
		2 介護保険事務費 188
13 委託料	389	12 役務費 69 4 手数料 16 第三者行為求償事務手数料
14 使用料及び賃借料	△270	13 委託料 389 5 業務委託料 2 介護保険システム改修委託料
		14 使用料及び賃借料 △270 1 使用料 10 システム使用料

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	1,928	△208	1,720			△208	
計	1,928	△208	1,720			△208	

		2 介護認定審査会費 △208
1 報酬	△208	1 報酬 △208 3 非常勤職員報酬 16 介護認定審査会委員

(款) 1 総務費

(項) 4 認定調査等費

1 認定調査等費	3,146	370	3,516			370	
計	3,146	370	3,516			370	

		2 認定調査等費 370
12 役務費	370	12 役務費 370 4 手数料 20 主治医意見書記載料

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

5 施設介護サービス給付費	398,300	10,000	408,300	3,611		6,389	
計	909,704	10,000	919,704	3,611		6,389	

		2 施設介護サービス給付費 10,000
19 負担金補助及び交付金	10,000	19 負担金補助及び交付金 10,000 5 負担金 5 施設介護サービス給付費

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

6 在宅医療・介護連携推進事業費	492	△492	0	△288		△204	
計	3,021	△492	2,529	△288		△204	

		2 在宅医療・介護連携推進事業費 △492
11 需用費	△492	11 需用費 △492 4 印刷製本費 1 印刷製本費

(款) 6 地域包括支援センター費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	23,889	120	24,009			120	
計	23,889	120	24,009			120	

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費 120
2 給料	10	2 給料 10
		2 一般職給
		1 一般職給
3 職員手当等	110	3 職員手当等 110
		10 勤勉手当 100
		1 勤勉手当
		12 退職手当 10
		3 一般職

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	16	1,870					1,870		1,870	
	計	16	1,870					1,870		1,870	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	16	2,078					2,078		2,078	
	計	16	2,078					2,078		2,078	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職		△ 208					△ 208		△ 208	
	計		△ 208					△ 208		△ 208	

2. 一般職
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>2</u> 7)	2,661	21,979	14,053	38,693	7,090	45,783	
補正前	(<u>2</u> 7)	2,661	21,939	13,857	38,457	7,090	45,547	
比較	(<u> </u>)		40	196	236		236	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	180		390		1,100		324	5,127	3,544	3,388	
	補正前	180		390		1,100		324	5,127	3,378	3,358	
	比較									166	30	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	40	給与改定に伴う増減分	40	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.20 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 会計間異動の異動による 差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 7 人 7 人 補正前 7 人 7 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	196	制度改正に伴う増減分	196	管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	166 30
		その他の増減分		扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	
平成30年3月1日現在	平均給料月額	308,767
	平均給与月額	329,784
	平均年令	40歳11月
平成29年9月1日現在	平均給料月額	303,167
	平均給与月額	326,843
	平均年令	40歳 5月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 14.3%
	4	() 2	() 28.5%
	3	() 3	() 42.9%
	2	()	()
	1	() 1	() 14.3%
	計	() 7	() 100.0%
平成29年9月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 14.3%
	4	() 2	() 28.6%
	3	() 2	() 28.5%
	2	() 1	() 14.3%
	1	() 1	() 14.3%
	計	() 7	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、主事、看護師、保健師、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、看護師、保健師、社会福祉士	主任、係長、主任看護師、主任保健師、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、課長	特に困難な職務を分掌する課長	部長

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	7	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	7	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.05) 2.075	(1.25) 2.325	(2.3) 4.4	有	
補正前	(1.05) 2.075	(1.2) 2.225	(2.25) 4.3	有	
国の制度	(1.05) 2.075	(1.25) 2.325	(2.3) 4.4	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 2 2 号

平成 2 9 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1, 1 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 9, 3 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		94,752	9,533	104,285
	1 後期高齢者医療保険料	94,752	9,533	104,285
3 繰入金		33,027	462	33,489
	1 一般会計繰入金	33,027	462	33,489
4 繰越金		1	1,250	1,251
	1 繰越金	1	1,250	1,251
5 諸収入		384	△60	324
	1 延滞金、加算金及び過料	81	△60	21
歳入合計		128,200	11,185	139,385

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		125,469	9,935	135,404
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	125,469	9,935	135,404
3 諸支出金		302	1,250	1,552
	2 繰出金	1	1,250	1,251
歳 出 合 計		128,200	11,185	139,385

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	94,752	9,533	104,285
3 繰入金	33,027	462	33,489
4 繰越金	1	1,250	1,251
5 諸収入	384	△60	324
歳入合計	128,200	11,185	139,385

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	125,469	9,935	135,404			9,935	
3 諸支出金	302	1,250	1,552			1,250	
歳 出 合 計	128,200	11,185	139,385			11,185	

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	68,365	3,579	71,944
2 現年度分普通徴収保険料	26,387	5,954	32,341
計	94,752	9,533	104,285

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	3,579	5 現年度分特別徴収保険料	3,579
1 現年度分普通徴収保険料	5,984	5 現年度分普通徴収保険料	5,984
2 滞納繰越分普通徴収保険料	△30	5 滞納繰越分普通徴収保険料	△30

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 保険基盤安定繰入金	30,637	462	31,099
計	33,027	462	33,489

1 保険基盤安定繰入金	462	5 保険基盤安定繰入金	462
-------------	-----	-------------	-----

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1,250	1,251
計	1	1,250	1,251

1 繰越金	1,250	5 前年度繰越金	1,250
-------	-------	----------	-------

(款) 5 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	80	△60	20
計	81	△60	21

1 延滞金	△60	5 延滞金	△60
-------	-----	-------	-----

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	125,469	9,935	135,404			9,935	
計	125,469	9,935	135,404			9,935	

節		説明	
区分	金額		
		2 後期高齢者医療広域連合納付金	9,935
19 負担金補助及び交付金	9,935	19 負担金補助及び交付金	9,935
		5 負担金	
		3 後期高齢者医療広域連合保険料納付金	9,473
		5 保険基盤安定納付金	462

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1,250	1,251			1,250	
計	1	1,250	1,251			1,250	

		2 一般会計繰出金	1,250
28 繰出金	1,250	28 繰出金	1,250
		11 一般会計繰出金	
		1 一般会計繰出金	

議案第23号

平成29年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成29年度美浦村の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度美浦村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	水道事業収益	582,148 千円	0 千円	582,148 千円
支 出				
第1款	水道事業費用	582,498 千円	△ 3,659 千円	578,839 千円
第1項	営業費用	543,060 千円	△ 5,659 千円	537,401 千円
第2項	営業外費用	36,336 千円	2,000 千円	38,336 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 76,997 千円は、消費税等資本的収支調整額 467 千円、損益勘定留保資金 76,530 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的収入	2,063 千円	1,224 千円	3,287 千円
第1項	加入分担金	2,060 千円	1,224 千円	3,284 千円
支 出				
第1款	資本的支出	83,984 千円	△ 3,700 千円	80,284 千円
第1項	建設改良費	13,292 千円	△ 3,700 千円	9,592 千円

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

平成29年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			582,498	△ 3,659	578,839	
	1. 営業費用		543,060	△ 5,659	537,401	
		1. 配水及び給水費	69,072	△ 449	68,623	
		2. 総係費	48,371	△ 5,210	43,161	
	2. 営業外費用		36,336	2,000	38,336	
1. 消費税及び地方消費税		12,000	2,000	14,000		

資本の収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			2,063	1,224	3,287	
	1. 加入分担金		2,060	1,224	3,284	
		1. 加入分担金	2,060	1,224	3,284	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			83,984	△ 3,700	80,284	
	1. 建設改良費		13,292	△ 3,700	9,592	
		1. 配水施設拡張費	13,000	△ 3,700	9,300	

平成29年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	3,442	3,289	6,731
減価償却費	133,010	0	133,010
固定資産除却費	1	0	1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	800	0	800
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	120	0	120
長期前受金戻入額	△ 36,825	0	△ 36,825
受取利息及び受取配当金	△ 64	0	△ 64
支払利息	24,235	0	24,235
未収金の増減額 (△は増加)	△ 7,567	0	△ 7,567
未払金の増減額 (△は減少)	△ 1,780	735	△ 1,045
小計	115,373	4,024	119,397
利息及び配当金の受取額	64	0	64
利息の支払額	△ 24,235	0	△ 24,235
業務活動によるキャッシュ・フロー	91,202	4,024	95,226
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 12,329	3,426	△ 8,903
他会計補助金による収入	1	0	1
工事負担金による収入	1	0	1
加入金による収入	1,907	1,133	3,040
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,420	4,559	△ 5,861
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 70,692	0	△ 70,692
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 70,692	0	△ 70,692
資金増加額 (又は減少額)	10,090	8,583	18,673
資金期首残高	825,070	16,896	841,966
資金期末残高	835,160	25,479	860,639

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		4		16,551		10,339	26,890	5,030	31,920
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		16,551		10,339	26,890	5,030	31,920
補 正 前	損益勘定支弁職員		4		16,521		10,858	27,379	5,200	32,579
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		16,521		10,858	27,379	5,200	32,579
比 較	損益勘定支弁職員				30		△ 519	△ 489	△ 170	△ 659
	資本勘定支弁職員									
	合 計				30		△ 519	△ 489	△ 170	△ 659

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	636	324	245		640		4,077	2,159	2,258
	補正前	636	324	245		640		4,077	2,678	2,258
	比 較								△ 519	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	30	給与改定に伴う増減分	30 一般行政職	給与改定の状況 前年度 給与改定率 0.20 % 本年度 給与改定率(見込) 0.20 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職	
		その他の増減分	採用、退職に係る増減 採用 人 退職 人 会計間の異動 人 その他	職員数の異動状況 現に在職する職員数 補正後 4 人 人 4 人 補正前 4 人 人 4 人 増減 人 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	△ 519	制度改正に伴う増減	112 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	112
		その他の増減分	△ 631 通勤手当 扶養手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	△ 631

3. 給与及び手当の状況

(1) 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
平成30年3月1日現在	平均給料月額	364,850	328,350
	平均給与月額	378,950	362,350
	平均年令	47歳 3月	44歳 9月
平成29年9月1日現在	平均給料月額	362,750	323,600
	平均給与月額	378,950	371,041
	平均年令	46歳 9月	44歳 3月

(2) 初 任 給

(単位:円)

区 分	一般行政職(円)	一般会計の制度	
		一般行政職(円)	
高 校 卒	151,500	151,500	
大 学 卒	179,200	179,200	

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職			一般会計の制度		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年3月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	()	()	4	()	()
		3	75.0			
	3	()	()	3	()	()
		1	25.0			
	計	()	()	計	()	()
		4	100.0			
平成29年9月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	()	()	4	()	()
		3	75.0			
	3	()	()	3	()	()
		1	25.0			
	計	()	()	計	()	()
		4	100.0			

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師の職務	困難な職務を分掌する主事、技師の職務	主任、係長の職務	困難な職務を分掌する係長の職務、主査、主任主査の職務	困難な職務を分掌する主任主査の職務、課長補佐及び出先機関の長を補佐する職務、課長の職務	特に困難な職務を分掌する課長の職務、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長の職務	部長の職務

(4) 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
補 正 後	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A)(%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A)(%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

(5) 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.25</u>) 2.325	(<u>2.3</u>) 4.4	有	
補正前	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.2</u>) 2.225	(<u>2.25</u>) 4.3	有	
一般会計の制度	(<u>1.05</u>) 2.075	(<u>1.25</u>) 2.325	(<u>2.3</u>) 4.4	有	

(7) 定年退職及び勸奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

平成29年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 水道事業費用	1. 営業費用		582,498	△ 3,659	578,839
			543,060	△ 5,659	537,401
		1. 配水及び給水費	69,072	△ 449	68,623
	2. 総係費	48,371	△ 5,210	43,161	
	2. 営業外費用		36,336	2,000	38,336
	1. 消費税及び地方消費税	12,000	2,000	14,000	

節		説 明
区 分	金 額	
給料	20	
手当	31	・勤勉手当
委託料	△ 500	・配水場点検委託
給料	10	
手当	△ 550	・勤勉手当
法定福利費	△ 170	
委託料	△ 4,500	水道ビジョン策定業務委託
消費税及び地方消費税納付金	2,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的収入	1. 加入分担金		2,063	1,224	3,287
			2,060	1,224	3,284
		1. 加入分担金	2,060	1,224	3,284

節		説 明
区 分	金 額	
加入分担金	1,224	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費		83,984	△ 3,700	80,284
			13,292	△ 3,700	9,592
		1. 配水施設拡張費	13,000	△ 3,700	9,300

節		説 明
区 分	金 額	
委託料	△ 2,700	・配水管布設工事実施設計業務委託
工事請負費	△ 1,000	・上水配水第1号配水管布設工事

議案第24号

平成29年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度美浦村の電気事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度美浦村電気事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 電気事業収益	98,567 千円	8,000 千円	106,567 千円
第1項 営業収益	98,561 千円	8,000 千円	106,561 千円
支出			
第1款 電気事業費用	53,172 千円	593 千円	53,765 千円
第2項 営業外費用	9,750 千円	593 千円	10,343 千円

平成30年3月6日提出

美浦村長 中 島 栄

平成29年度 美浦村電気事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 電気事業収益			98,567	8,000	106,567	
	1. 営業収益		98,561	8,000	106,561	
		1. 売電収益		98,561	8,000	106,561

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 電気事業費用			53,172	593	53,765	
	2. 営業外費用		9,750	593	10,343	
		2. 消費税及び地方 消費税		7,301	593	7,894

平成29年度 美浦村電気事業予定キャッシュフロー計算書

(平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	47,138	7,407	54,545
減価償却費	31,450	0	31,450
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	0	0
修繕引当金の増減額 (△は減少)	0	0	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	0	0
長期前受金戻入額	0	0	0
受取利息及び受取配当金	△ 5	0	△ 5
支払利息	2,449	0	2,449
未収金の増減額 (△は増加)	0	0	0
未払金の増減額 (△は減少)	△ 24	593	569
小計	81,008	8,000	89,008
利息及び配当金の受取額	5	0	5
利息の支払額	△ 2,449	0	△ 2,449
業務活動によるキャッシュ・フロー	78,564	8,000	86,564
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,047	0	△ 2,047
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,047	0	△ 2,047
資金増加額 (又は減少額)	76,517	8,000	84,517
資金期首残高	192,396	4,036	196,432
資金期末残高	268,913	12,036	280,949

平成29年度 美浦村電気事業会計補正予算明細書

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 電気事業収益			98,567	8,000	106,567
	1. 営業収益		98,561	8,000	106,561
		1. 売電収益	98,561	8,000	106,561

節		説 明
区 分	金 額	
電気料金	8,000	・売電収入 8,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 電気事業費用			53,172	593	53,765
	2. 営業外費用		9,750	593	10,343
		2. 消費税及び地方消費税	7,301	593	7,894

節		説 明
区 分	金 額	
消費税及び地方消費税納付金	593	・消費税及び地方消費税納付金 593